

名古屋港港湾脱炭素化推進協議会規約

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の3第1項の規定に基づき、「名古屋港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、名古屋港において脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進するため、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「名古屋港港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 名古屋港港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 名古屋港港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業等に関する事項
- (3) 名古屋港港湾脱炭素化推進計画の進捗状況の確認、達成状況の評価等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、カーボンニュートラルポートの形成の推進に関し必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる構成員、オブザーバー及び事務局（以下「構成員等」という。）をもって構成する。

- 2 事務局が必要と認めたときは、構成員等を追加することができる。

(座長)

第5条 協議会には座長を置く。

- 2 座長は、協議会を代表し、その議事を総理する。
- 3 座長は、構成員のうちから事務局が推薦し、構成員の承認によってこれを定める。
- 4 座長に事故があるときは、構成員のうちから事務局が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は事務局が招集し、構成員にあらかじめ協議を行う事項を通知する。

- 2 構成員は、協議の通知を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 3 会議は、構成員の総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 構成員は、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、構成員等の中で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）により会議に出席することができる。
- 5 会議の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

- 6 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 オブザーバーは、円滑かつ効率的な協議のため、必要な助言をすることができる。
- 8 事務局は、必要に応じて、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(書面による会議)

第7条 協議会は、前条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

- 第8条 協議会の会議は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。
- 2 議事次第は、協議会終了後に公開する。
 - 3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が調整の上、事務局が行う。
 - 4 会議の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第9条 協議会の構成員等及び第6条第8項の規定に基づき協力を求められた者は、協議会において知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(ワーキンググループ)

第10条 協議会は、特定の事項を処理するため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、名古屋港管理組合政策企画部に置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和5年9月13日から施行する。

「名古屋港港湾脱炭素化推進協議会」構成員等

【構成員】	
学識経験者	
	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授 秀島 栄三
経済団体	
	名古屋商工会議所
	一般社団法人 中部経済連合会
関係企業・団体（五十音順）	
	一般社団法人 愛知県トラック協会
	出光興産株式会社
	オーシャンネットワークエクスプレスジャパン株式会社
	川崎汽船株式会社
	株式会社 JERA
	株式会社商船三井
	中部電力株式会社
	東亜合成株式会社
	東海倉庫協会
	東邦ガス株式会社
	飛島コンテナ埠頭株式会社
	豊田通商株式会社
	名古屋港運協会
	名古屋港運協会 ターミナル部会
	名古屋港埠頭株式会社
	名古屋港利用促進協議会
	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社
	名古屋四日市国際港湾株式会社
	日本製鉄株式会社
	日本郵船株式会社
関係行政機関	
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所
	愛知県 都市・交通局
	名古屋市 住宅都市局
【オブザーバー】	
	中部圏水素利用協議会
	経済産業省 中部経済産業局
	環境省 中部地方環境事務所
	愛知県 環境局
	愛知県 経済産業局
	名古屋市 経済局
	名古屋市 環境局
【事務局】	
	名古屋港管理組合 政策企画部